

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 中国塗料株式会社

【英訳名】 CHUGOKU MARINE PAINTS, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊達 健士

【本店の所在の場所】 広島県大竹市明治新開1番7

【電話番号】 0827(57)8555(代表)

【事務連絡者氏名】 広島管理部長 椋木 靖雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
(虎ノ門ヒルズステーションタワー内)中国塗料株式会社東京本社

【電話番号】 03(6457)9025(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 管理本部長 仲村 新二

【縦覧に供する場所】 中国塗料株式会社東京本社
(東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタ
ワー内)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金63円 総額3,125,670,408円

ロ 効力発生日

2026年6月25日

第2号議案 取締役7選任の件

伊達健士氏、田中秀幸氏、小林克徳氏、清水貴夫氏、稲見俊文氏、門伝明子氏、工藤匠氏を取締役に選任するものであります。なお、稲見俊文氏、門伝明子氏および工藤匠氏は社外取締役であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

洗川孝典氏を補欠監査役(社外監査役)に選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬額及び取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容等の改定の件

当社の取締役の報酬額を年額6億円以内、うち社外取締役6千万円以内、に改定するとともに、当該報酬枠の範囲内で、当社の取締役に対して、譲渡制限付株式付与のために支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額を年額3億円以内に改定すること及び過去に付与済みの譲渡制限期間が満了していない在籍要件型譲渡制限付株式の譲渡制限期間の延長をはじめとする、その他所要の変更をするものであります。

第5号議案 社外取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容等の決定の件

当社の社外取締役において、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、上述の第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の譲渡制限付株式報酬制度の対象者を拡大し、社外取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	404,907	391	332	(注)1	可決 99.1
第2号議案 取締役7名選任の件					
伊達 健士	394,364	10,177	1,105		96.5
田中 秀幸	401,982	3,333	332		98.4
小林 克徳	401,978	3,337	332	(注)2	可決 98.4
清水 貴夫	401,842	3,473	332		98.4
稲見 俊文	403,720	1,597	332		98.8
門伝 明子	403,819	1,498	332		98.9
工藤 匠	403,903	1,414	332		98.9
第3号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注)2	
洗川 孝典	404,481	837	332		可決 99.0
第4号議案 取締役の報酬額及び 取締役(社外取締役を 除く)に対する譲渡制 限付株式の付与のた めの報酬内容等の改 定の件	403,296	2,021	332	(注)1	可決 98.7
第5号議案 社外取締役に対する 譲渡制限付株式の付 与のための報酬内容 等の決定の件	374,074	31,243	332	(注)1	可決 91.6

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。